

入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札を次のとおり行いますので、島根県会計規則（昭和39年3月31日島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条に基づき公告します。

また、当該工事は以下の適用対象工事です。

- ・総合評価方式（特別簡易型）
- ・島根県建設工事低入札価格調査制度
- ・現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱い
- ・最低制限価格の設定
- ・入札時積算数量書活用方式
- ・特例監理技術者対象工事
- ・週休2日工事（発注者指定方式 or 受注者希望方式）
- ・営繕工事における快適トイレ設置の試行工事

・島根県営繕工事における資材価格高騰に対する特例措置対象工事

令和〇年〇月〇〇日

島根県知事 丸山 達也

記

- 1 担当部局 島根県総務部営繕課企画係 TEL〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

2 入札に付する事項

工事名	〇〇〇〇〇〇工事 (以下「本件工事」という。)	工 事 概 要	
工事場所	〇〇〇地内		
予定工期	令和〇年〇月〇〇日		
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)		
支払条件	前金払 契約金額の100分の40以内。 部分払 令和〇年度 〇回以内 ※ 落札者が中間前金払又は部分払を契約締結時に選択する。(契約後の変更は不可。)		
契約保証金	契約金額の100分の10以上。		
入札保証金	免除する。		
低価格落札者との 契約に係る措置	調査基準価格を下回る価格で落札した者と契約する場合、契約保証金は契約金額の100分の30以上とし、前金払の割合は契約金額の100分の20以内とする。		